

家庭掲示用プリント

※その都度、このプリントは配布いたしませんので、
見えるところにはっておいてください。

保護者様

平成30年4月10日
京都市立太秦小学校
校長 神内 貴司

台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

本校におきましては、台風等により京都市全域に「暴風警報」が発令された場合や京都市に震度5弱以上の地震があった場合は以下の措置をとらせていただきます。

今後、地震（震度5弱以上）や台風が接近する事がありましたら、テレビ・ラジオ等の報道に注意していただきますようお願いいたします。尚、「大雨警報」や「洪水警報」の場合は、休業とはいたしません。

記

1. 登校前に暴風警報が発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - ・午前 7時までに解除になった場合…平常授業
 - ・午前 9時までに解除になった場合…3校時(10時45分)から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合…5校時(1時55分)から始業
(給食は中止)
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合…臨時休業

2. 在校中に暴風警報が発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、安全が確保できましたら、原則として**全員下校**をさせます。

【学童クラブ(太秦児童館)も閉鎖されます。】

なお不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

3. 京都市に震度5弱以上の地震があった場合

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日は臨時休業とします。
 - ※下校後、次の日の登校までに震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業にします。
 - ※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日は臨時休業とします(例：金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、翌月曜日は休業とする。)が、安全が確保でき、授業等を実施する場合は、メール配信・ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて、メール配信・ホームページでお知らせします。

【児童数】

4. 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、安全が確保できたら、原則として**全員下校**をさせます。

【学童クラブ（太秦児童館）も閉鎖されます。】

なお不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

5. インフルエンザ等で学級・学年閉鎖になった場合

該当学級・学年は、給食後に下校とします。

学童クラブ（京都市太秦児童館）は急に学級閉鎖等になっても、対応してくれますので参加ができます。

なお暴風警報が発令された場合や京都市に震度5弱以上の地震があった場合、インフルエンザ等で学級・学年閉鎖される場合は、P T Aのメール配信システムやホームページ等により、お知らせいたします。

どうしても留守などで子どもたちの帰宅がむずかしい場合は、「学校で待機」させますので、待機を希望されるご家庭は『家庭環境調書』の台風・地震に対する非常措置の欄にご記入のうえ、担任まで提出してください。なお学校からは、原則として電話連絡はいたしませんので、ご了承ください。